

ドイツ上下水道事業の現状に関する実態調査

九州大学大学院法学研究院准教授 鈴木崇弘

■ 概 要 ■

本研究は、日本の地方公営企業による上下水道事業を外在的に分析するための基礎を築こうとしたものである。この基礎を築くため、本研究では、日本の上下水道事業の将来を考えるに当たり有益であるドイツの上下水道事業を、ドイツ（そしてEU）の法制度や、地方公共団体による上下水道事業の実施に焦点を当てて分析した。これらの分析から、次の三点が明らかになった。

第一に本稿は、ドイツの上下水道事業を義務付けられている者と、その義務の履行の仕方について明らかにした。ドイツの上水道事業（「公衆のための水道事業（公の水道事業）」）は、市町村（ゲマインデ）に義務付けられている場合（これは実施を義務付けられている場合と確保を義務付けられている場合とに分かれる）と義務付けられていない場合とがあるものの、基本的には市町村（連合）が行っている（いずれにせよ市町村の自治事務と解されている）。これに対し、ドイツの下水道事業は、州法により、公法上の法人（多くの場合は市町村である）に義務を課されている（下水道事業も市町村の自治事務と解されている）。ただし、法的義務と業務遂行（事実行為）とは明確に区別されるため、任務委託やコンセッションが行われている。又、上下水道事業は、日本で言う所の地方公営企業から私企業に至るまで様々な組織形式で行われており、日本の地方公営企業を外在的に分析するための参照点になり得る。

第二に本稿は、ドイツの上下水道事業に対する法的規制を明らかにした。ドイツの上下水道に対する法的規制は多層的（EU法、連邦水管理法、命令、州法、条令。又、上下水道施設に関しては技術基準が定められている）に行われているものの、その多くは日本法と類似している。例えば料金規制を例に見ると、上水道が公法形式で行われる場合には、水道料金（Gebühren）は、州水法や州市町村公課法による規制が行われている。又、上水道事業が私法形式で行われる場合は、水道料金（Preis）はカルテル庁により監督される。

第三に本稿は、ドイツの上下水道事業実施主体が抱える課題について明らかにし

た。本研究で調査した都市の上下水道事業は、上下水道管路の更新、人員確保、民間委託の在り方という日本と同様の課題を抱えている。これらの課題に関する対応は、日本におけるそれと大きくは異なるものの、日本とドイツのそれぞれの状況が異なることから違いも散見された（例えば耐用年数の違いなどから管路更新のスピード感が異なっていると考えられる）。

その上で本研究には課題がある。まず本研究は、技術基準の具体的な検討を行うことができていない。また、本研究で調査した都市は、ドイツにおいては比較的大都市（人口第4位及び人口第10位）であり、小規模自治体の検討ができていない。以上についての検討は今後の課題である。

1 はじめに

1-1 日本の上下水道事業の現況

日本において、上下水道事業を運営する実施する地方公営企業（特に中小の地方公営企業）は、様々な課題を抱える。例えば、上下水道施設の老朽化（とりわけ管路の老朽化。管路の老朽化は、2025年1月28日に埼玉県八潮市で起きた道路の陥没のような重大事故を惹起する）、耐用年数を超えた上下水道管の更新（地方公営企業法施行規則別表第2号により上水道の配水管の耐用年数は40年、「下水道施設の改築について」令和4年4月1日付け国水下事第67号 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知により下水道の管渠は50年である）、技術職員の減少（国土交通省2019年（a）2頁）、財源（人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の財源）を挙げることができよう。

1-2 日本の法制度

では、これらの課題に対して、日本の法令はどのように対応しているのだろうか。以下では、実施主体、上下水道の維持・管理の手法、料金を、法令がどのように制御しているか、ということを確認する。

（1）事業実施主体

上水道の経営主体は、原則として市町村（地方公営企業）である（水道法6条2項、地方公営企業法2条1項1号、地方財政法5条1号）。又、下水道の管理主体は、原則として市町村（多くの場合、地方公営企業）である（下水道法3条1項、地方財政法5条1号。地方公営企業法が適用されるかは、同法2条3項に基づく条例が制定されているかに依存する）。

ただし、先にも見たとおり市町村は様々な課題を抱えており、市町村単独で上下水道事業を行うことは難しい状況にある。そこで地方公営企業は、事業の縮小・廃止、公私協働、広域化・共同化などを模索・検討している。

そして各種法令は、公私協働、広域化、共同化といった手法の一部を規定する。例えば水道法は、水道の広域化について同法2条の2第2項を、公私協働につき同法24条の3以下を定める。又、下水道法は下水道の広域化について同法31条の4を規定する。この他、地方自治法244条の2第3項以下、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律などが挙げられる。

（２）上下水道の維持・管理

上下水道の維持・管理は、法的にも社会的にも重大な関心事項である。そこで水道法は、水道事業者に対し、水道施設の維持及び修繕を義務付ける（水道法 22 条の 2、水道法施行規則 17 条の 2）。又、下水道法は、公共下水道管理者に対し、公共下水道の維持及び修繕を義務付ける（下水道法 7 条の 3、下水道法施行令 5 条の 12）。とりわけ、特定の上下水道施設について 5 年に 1 回以上の適切な頻度で点検を行う義務を水道事業者や公共下水道管理者に課す規定は注目に値する（水道法施行規則 17 条の 2 第 1 項 3 号、下水道法施行令 5 条の 1 2 第 1 項 3 号）。

（３）上下水道の料金

水道法及び下水道法は、上下水道の料金を規制する。すなわち、上下水道の料金は、適正原価に照らして公正妥当であること（水道法 14 条 2 項 1 号、下水道法 20 条 2 項 1 号・2 号）、定率又は定額をもって明確に定められていること（水道法 14 条 2 項 2 号、下水道法 20 条 2 項 3 号）及び平等原則を満たすこと（水道法 14 条 2 項 4 号、下水道法 20 条 2 項 4 号）、という要件を満たさなければならない。

そして、地方公共団体が管理する上下水道は公の施設（地方自治法 244 条 1 項）であることから、上下水道料金は条例によって規定される（地方自治法 244 条の 2 第 2 項、下水道法 20 条 1 項）。

１－３ 外国の上下水道事業との比較

以上のように日本においては、上下水道の維持・管理・改善のために、法令は種々の制御を行っている。これらの制御が妥当なものであるか、ということについては、個別事例の分析から法制度設計の分析に至るまで、種々の研究がなされている（上下水道事業の事例分析として、鈴木 2024 年）。

他方で、外国における事例を詳細に分析し、その分析結果をもとに日本の上下水道事業に対する法的制御を省察する、といった、いわば外在的な分析が行われることは少ない。又、諸外国の上下水道に関する法制度の紹介は稀であり、研究・分析の基盤が築かれていない。

このため、行政法学は、日本の上下水道事をどのように法的に制御すればよいかという問題を分析するための視座を、行政実務に対し、十分には提示できていない。

1-4 本研究の目的

そこで本研究は、公私協働、再公営化を経験してきたドイツの上下水道事業を分析する。というのも、ドイツは施設の老朽化（上下水道の管路網の更新につき、vgl. BDEW2021, S. 41 ff.）、職員養成（vgl. BDEW2021, S. 45 ff.）などにつき、日本と同様に課題を有しており、日本の上下水道事業にとって参照領域になり得ると考えられるからである。この分析を元に、比較法の見地から日本の上下水道事業・法制を検証するための下地を作る。

1-5 研究手法

具体的な研究手法は、次の2つである。第1に、ドイツにおける上下水道事業に適用される種々の法制度を分析し、日本法とドイツ法を比較検討するための基盤を築く。第2に、ドイツの上下水道事業の現況調査し、どこにどのような特徴があるかを分析する。なお本研究では、ノルトライン＝ヴェストファーレン州（以下「NW州」ともいう）に属するケルン市及びエッセン市に対して調査を行った（本稿では、現地調査を行ったエッセン市を中心に検討する）。

2 ドイツにおける上下水道の実施主体

ドイツの上下水道は、連邦法と州法により重疊的に規制がなされている。前者の連邦法として大きな役割を果たすのが、2009年に全面的に改正された連邦水管理法（Wasserhaushaltsgesetz）である（連邦水管理法につき、渡辺 2012 年）。後者の州法として大きな役割を果たすのが、各州水法である。この他、料金規制に関しては、市町村公課法などが適用される場合がある。又、地方公共団体が制定する条例も大きな役割を果たす。

そこで本章では、ドイツにおける上下水道の実施主体を、連邦水管理法及び州（水）法がどのように規定しているか、という問題を確認する。そして次章以降において、ドイツにおける上下水道に対する連邦法及び州法の法的規制を確認する。

なお水道事業（公の水道事業）及び下水道事業に関する立法は、物質又は施設に関する規律を除き、完全競争型競合的立法であるため（ドイツ連邦基本法 72 条 3 項 5 号、74 条 1 項 32 号）、連邦によって規律がなされた場合（具体的には連邦水管理法 50 条 1 項、56 条）であっても、州の離反立法が容認されている（詳細につき、

服部 2007 年)。

2－1 連邦水管理法における事業実施主体

(1) 上水道

連邦水管理法 50 条 1 項は、「公衆のための水道事業（公の水道事業）は、生存配慮の任務の一つである」と定めるのみであり、「公の水道事業」が公的任務であるということはわかるが、明示的には市町村の事務（市町村の生存配慮）としていない。そこで、州法における多様な規律を分析する必要がある（歴史的沿革等につき、鈴木 2017 年（2）112 頁）。

(2) 下水道

連邦水管理法 56 条 1 文は、「州法により下水処理を義務付けられた公法上の法人」が、汚水（Schmutzwasser）及び雨水（Niederschlagswasser）から構成される下水（Abwasser）を処理する義務を負う旨定める。なお、連邦水管理法 56 条 1 項がこのような規定になっているのは、基本法 84 条 1 項 7 文により、連邦は、連邦法により、市町村（Gemeinde。「ゲマインデ」とも呼ばれる）及び市町村連合（Gemeindeverband。「ゲマインデ連合」とも呼ばれる）に任務を委譲することができないためである。

従って、この連邦法の規定から、各州の州法が、どの公法上の法人に（下水処理義務者（Abwasserbeseitigungspflichtige））下水処理を義務付けているかを分析する必要がある。

更に連邦水管理法 56 条 3 文は、下水処理に当たり、下水処理義務者が第三者を用いることができること、つまり委託をすることが出来ることを定める。この他、基本法上、州は、下水処理義務者が下水処理義務を第三者に委譲することについて、規律することができる（BT-Drs. 16/12275, S. 68）。

2－2 州（水）法における事業実施主体

(1) 上水道

(1－1) 原則・例外に関する法的制御

「公の水道事業」は、歴史・実務・法解釈上、市町村の自治事務（連邦基本法 28 条 2 項 1 文）に分類されてきた。ここから、市町村の自己責任を根拠として、市町

村は、「公の水道事業」を履行するか否か、又、いつ・どのように履行するか、ということを決断することができる（*J. Brehme, S. 151*）。これを踏まえ、連邦水管理法 50 条 1 項の「公の水道事業」は、通常、市町村の随意的自治事務として理解される。

他方、州は、州（水）法により、「公の水道事業」を、市町村の義務的自治事務（当該事務の履行を市町村に法律上強制している自治事務）にすることはできる。

この結果、市町村が公の水道事業に対しどのような義務を有するか（あるいは有しないか）、ということは次の 3 類型に分かれる（以下につき、鈴木 2017 年（2）113 頁以下）。

（１－２）第 1 類型 —— 随意的自治事務

第 1 類型は、原則通り、「公の水道事業」が市町村の随意的自治事務となる場合である。上でも見たとおり、この類型では、市町村は、「公の水道事業」を履行するか否か等を自由に決定することができる。

この類型を採用する州は、ブレーメン州、ハンブルク市州、ニーダーザクセン州、ザールラント州、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州である。

（１－３）第 2 類型 —— 義務的自治事務（保障義務型）

第 2 類型は、「公の水道事業」が市町村の義務的自治事務（保障義務型）となる場合である。この類型では、「公の水道事業」が市町村内に保障されているとき、市町村は、公の水道事業を履行するか否かについて自由に決定することができる。

この類型を採用する州は、バイエルン州、ベルリン州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州である。なお、ベルリン州では、ベルリン州が「公の水道事業」を保障する義務を負い、ベルリン上下水道公社（営造物法人）が上下水道の供給・処理義務を負う。

（１－４）第 3 類型 —— 義務的自治事務（供給義務型）

第 3 類型は、「公の水道事業」が市町村の義務的自治事務（供給義務型）となる場合である。この類型では、市町村は、自ら運営する「公の水道事業」により、十分な飲料用水（更には雑用水）の供給を行わなければならない。そして、この類型では、市町村は、「公の水道事業」を履行することを義務付けられるが、どのように「公の水道事業」を履行するかについては自由に決定することができる（例えば、市町村は、組織形式を自由に選択することができる）。

この類型を採用する州は、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ブランデンブルク州、ヘッセン州、メクレンブルク＝フォアポンメルン州、ラインラント＝プファルツ州、ザクセン州、ザクセン＝アンハルト州、テューリンゲン州である。

（２）下水道

ドイツの各州は、原則、市町村を下水道の処理義務者にする。

ただし、幾つかの例外が存在する。ベルリン州は、ベルリン州を下水処理保障義務者にする一方、ベルリン上下水道公社を下水処理義務者にする（ベルリン州水法 29e 条 1 項 1 文・2 文）。この他、同様に、ハンブルク市は、ハンブルク市を下水処理保障義務者にする一方、ハンブルク水道公社を下水処理義務者にする（ハンブルク州下水道法 2 条 2 文）。少し変わった事例として、ラインラント＝プファルツ州は、郡独立市（Kreisfreie Stadt）、郡に属するものの市町村連合に属さない市町村及び市町村連合を下水処理義務者にする（ラインラント＝プファルツ州水法 57 条 1 項。郡独立市等につき、一般財団法人自治体国際化協会 29 頁以下）。

（３）任務の委託、義務の委譲

以上で見てきたように、多くの場合、市町村は、上水道事業を保障・実施する義務を負う。又、多くの場合、市町村は、下水道事業を実施する義務を負う。

ただし、市町村は、上下水道を実施するに当たり、第三者に任務委託をすることが出来る。又、市町村は、上下水道事業を第三者に委譲することもできる。

例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州を例としてみると、次の規定がある。下水道処理義務者は、管轄行政庁の許可を受けた場合、下水処理を共同実施することができる（NW 州水法 50 条 1 文）。更に、管轄行政庁は、公共の福祉の観点、経済的観点に基づき、下水道処理義務者に、下水処理の共同実施を義務付けることもできる（NW 州水法 50 条 2 文）。

又、市町村は、下水処理の任務を、NW 州市町村法 114a 条に基づき設立された公法上の営造物に委譲することができる（NW 州水法 52 条 1 項 1 文。この場合は、市町村は管轄行政庁に届出をする必要がある）。

この他、複数の市町村は、下水処理の任務を、NW 州市町村の協力に関する法律 27 条・28 条に基づき設立された共同自治体企業（gemeinsamer Kommunalunternehmen）に委譲することができる（NW 州水法 52 条 1 項 4 文）。この場合は、市町村は、管轄行政庁の認可を受ける必要がある）。

なお、ノルトライン＝ヴェストファーレン州は、他州（例えばヘッセン州水法 37 条 6 項 2 文）と異なり、下水道の第三者への委託を明示的には規定していないものの、第三者委託を行う事ができると解される。

2－3 競争制限禁止法による委託手続の規制

市町村が第三者に任務実施を委託やコンセッションにより委ねるとき、当該委託等の手続に対し、競争制限禁止法（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen）第 4 部が適用され、種々の規制がなされる場合がある。すなわち、委託等の金額（付加価値税を除く）が限界額（Schwellenwert。参照、競争制限禁止法 106 条 2 項）以上である委託等に、競争制限禁止法第 4 部が適用される。

競争制限禁止法第 4 部の公共委託及びコンセッションは、競争により、かつ透明な発注手続により行われ、経済性の原則・比例原則・平等原則が適用される（競争制限禁止法 97 条 1 項 2 項）。

この他、飲料用水の取水（Gewinnung）、導水（Fortleiten）、配水（Abgabe）に関連する公衆に供給するための固定供給網の用意又は運営（競争制限禁止法 102 条 1 項 1 号）並びに第 1 項の固定供給網への飲料用水の供給（同項 2 号）は、「部門活動」（Sektorentätigkeiten。競争制限禁止法 102 条）となり、競争制限禁止法 136 条ないし 143 条が適用される。コンセッション（競争制限禁止法 105 条）については、競争制限禁止法 148 条ないし 154 条が適用される。

3 経済活動に対する制約

市町村は、市場において活動をするに当たり、各州市町村法（Gemeindeordnung）による制約を受ける（参照、宇野 2016 年（b）5 頁以下、鈴木 2017 年（2）116 頁以下）。以下ではノルトライン＝ヴェストファーレン州を例として法的仕組みを概観する（ニーダーザクセン州の概要につき、宇野 2016 年（b）5 頁以下）。

3－1 経済的活動

市町村が経済的活動をするためには、①公の目的が当該活動を必要とすること、②当該活動がその性質及び範囲において市町村の給付能力と適切な関係にあること、③当該活動に際して、市町村よりも別の企業が公的目的をより良く及びより経済的に実施できないこと（「真正補完性要件」）、という 3 つの要件を充足する必要がある

(NW 州市町村法 107 条 1 項)。ただし水道事業には、③要件が適用されない (NW 州市町村法 107 条 1 項 3 号)。

3－2 非経済的活動 —— 公の施設 (Einrichtung)

NW 州市町村法 11 章 (同法 107 条ないし 115 条) の経済的活動に当たらない活動として、市町村が法律上義務を負っている施設の運営が挙げられる (NW 州市町村法 107 条 2 項)。ここから、ノルトライン＝ヴェストファーレン州の市町村が行う下水道事業は非経済的活動となる。

3－3 組織形式

(1) 公法形式、私法形式

市町村は、経済的活動及び非経済的活動を公法形式で行う事ができる。さらに市町村は、NW 州市町村法 108 条 1 項の要件を満たす場合に限り、経済的活動及び非経済的活動を私法形式で行う (私法形式の会社を設立し、又は私法形式の会社に参加する) ことができる (ドイツの上下水道がどのような法形式を採用しているのかにつき、vgl. *BDEW*, 2021, S. 33 f.)。

(2) 私法形式の要件

経済的活動及び非経済的活動を私法形式で行うための要件は次の通りである。

第一に、経済的活動の場合は先に見た NW 州市町村法 107 条 1 項 1 文の要件を満たす必要があり (NW 州市町村法 108 条 1 項 1 号)、非経済的活動の場合は設立又は参加に重要な利益が存在する必要がある (NW 州市町村法 108 条 1 項 2 号)。第二に、市町村の責任が一定の額に限定される必要がある (NW 州市町村法 108 条 1 項 3 号)。第三に、市町村の支払義務が、市町村の支払能力と適切な関係にある必要がある (NW 州市町村法 108 条 1 項 4 号)。第四に、市町村は、無制限又は不適當に高い損失の引受け義務を負ってはならない (NW 州市町村法 108 条 1 項 5 号)。第五に、市町村は、定款 (*Gesellschaftsvertrag*) や条令 (*Satzung*) 等により、とりわけ監督機関に対して適切な影響力を保有する必要がある (NW 州市町村法 108 条 1 項 6 号)。第六に、私企業にせよ公の施設にせよ、定款や条令等によって公的目的に専念する必要がある (NW 州市町村法 108 条 1 項 7 号)。第七に、企業又は公の施設が会社形式を採る場合には、商法典第 3 巻の規定に従う必要がある (NW 州

市町村法 108 条 1 項 8 号)。

さらに、市町村が、私法形式で設立された企業又は公の施設の株式を 50%以上保有する場合は、地方公営企業 (**Eigenbetrieb**) に適用される諸規則が適切に適用されなければならない等の規制を受ける (NW 州市町村法 108 条 2 項)。

ただし市町村は、NW 州市町村法 108 条 1 項にかかわらず、公の目的が他の法形式で同様に履行され (得) ない限りで、株式会社の法形式で、企業又は公の施設を設立等することができる (NW 州市町村法 108 条 3 項)。又、市町村は、NW 州市町村法 108 条 1 項にかかわらず、定款により一定の条件が保障されている場合には、有限会社 (**GmbH**) を設立等することもできる (NW 州市町村法 108 条 4 項)。

(3) ドイツの上水道事業における組織形式

ドイツの水道事業者 (2016 年において 5845 事業者。その多くは、官庁企業か地方公営企業である) のうち、大規模水道事業者 (1579 事業者。ドイツの全取水量のうち 80%を占める) の組織形式は、次の通りである (Vgl. **BDEW**, 2021, S. 33)。一部事務組合 (**Zweckverbände**) が 19%、水・土地組合 (**Wasser- und Bodenverbände**) が 2 %、公法 = 私法混合の株式会社又は有限責任会社 (**gemischt-öffentlich-privatrechtliche Gesselschaften AG/ GmbH**) が 22%、その他の私法上の企業 (**sonstige privatrechtliche Gesellschaften**) が 3 %、私法上の株式会社又は有限責任会社 (**privatrechtliche AG/GmbH**) が 14%、官庁企業 (**Regiebetrieb**) が 1 %、公法上の株式会社又は有限会社 (**öffentliche Gesellschaften AG/GmbH**) が 11%、自治体企業 (**Eigengesellschaft AG/GmbH**。自治体が 100%株式を保有する形式) が 7 %、公法上の団体 (**Körperschaft des öffentlichen Rechts**) が 5 %、地方公営企業 (**Eigenbetrieb**) が 10%、そして営造物法人 (**Anstalt öffentlichen Rechts**) が 6%である。

(4) ドイツの下水道事業における組織形式

ドイツの下水道事業者 (2016 年において 6590 以上の事業者が存在する) の組織形式は、次の通りである (Vgl. **BDEW**, 2021, S. 34)。一部事務組合又は水組合 (**Zweckverband bzw. Wasserverband**) が 34%、地方公営企業又は類似のもの (**Eigenbetrieb und eigenbetriebsähnliche Einrichtungen**) が 35%、営造物法人が 16%、官庁企業が 7%、その他が 8%である。又、人口に対する民間企業の割合は、下水処理で 6 %である。

3-4 条令による規制

以上の他、市町村は、法律に別段の定めがない限りで、自らの事務を条令 (*Satzung*) によって規律することができる (NW 州市町村法 7 条 1 項)。これを受け、例えばエッセン市は、エッセン市下水道料金の徴収に関する条令を定めている。

又、市町村は、公的必要性が存在する場合に、条令によって上下水道への接続及び利用を強制することができる (NW 州市町村法 9 条 1 文)。これを受け、例えばエッセン市は、「エッセン市下水施設の利用に関する条令」 (*Satzung vom 30. November 2015 über die Benutzung der Entwässerungseinrichtungen der Stadt Essen (Entwässerungssatzung)*) を定めている。

4 料金規制に関する州法

各州法は、料金規制を行っている場合がある。以下ではノルトライン＝ヴェストファーレン州を例として法的仕組みを概観する (一般的な説明として、*BDEW*, 2021, S. 27 ff.)。

4-1 料金の種類

料金は、公法上の対価か私法上の対価かにより呼び方が異なる (Vgl. VKU, S. 12)。

(1) 料金＝公法上の対価の場合

料金が公法上の対価である場合は、「料金」 (*Gebühren*) と呼ばれ、NW 州市町村公課法 (*Kommunalabgabengesetz*) が適用される。

(2) 料金＝私法上の対価

他方、料金が私法上の対価である場合、「価格」 (*Preis*) と呼ばれ、競争制限禁止法 (*Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen*) が適用され、通常、NW 州のエネルギーカルテル庁 (*die Energiekartellbehörde*) による監視に服する。

(3) 上下水道料金の種別

上下水道料金が、公法上の「料金」となるか私法上の「価格」となるかは、事業実施主体の経営形態に依存する。すなわち、事業実施主体が公法上の経営形態である地方公営企業 (*Eigenbetrieb*) の場合は、公法上の「料金」と私法上の「価格」とのいずれかを公営企業が選択する (宇野 2016 年 (b) 9 頁)。他方、私法上の経営形態である株式会社 (*AG*) や有限会社 (*GmbH*) の場合は、私法上の「価格」と

なる（宇野 2016 年 b 9 頁。BDEW, 2021, S. 27 も参照）。

4-2 NW 州水法による規制

公法上の「料金」（参照、NW 州市町村公課法 4 条 2 項）である上下水道料金に対しては、NW 州水法及び NW 州市町村公課法が適用される。

すなわち市町村は、「公の水道事業」の「使用料金」（Benutzungsgebühren）を、NW 州市町村公課法に基づき、連邦水管理法 50 条等に基づく義務の履行により生じた全ての費用を含む「料金」（ansatzfähige Kosten）を条件として徴収する（NW 州水法 39 条 1 文）。

同様に市町村は、下水道の使用料金を、市町村は、NW 州市町村公課法に基づき、NW 州水法 54 条に基づく義務の履行により生じた全ての費用を含む「評価額」（ansatzfähige Kosten）を条件として、徴収する（NW 州水法 54 条 1 文）。

4-3 NW 州市町村公課法による規制

公法上の「料金」については、等価原則（料金とサービスの比例。NW 州市町村公課法 6 条 3 項）、平等原則、費用超過禁止原則（NW 州市町村公課法 6 条 1 項）が妥当する。

4-4 私法上の「価格」に対する規制

公法上の「料金」とは異なり、私法上の「価格」に対する法的規制は通常存在しない。又、次章で概観する「水供給に関する一般条件についての命令」にも「価格」の算出方法に関する規定はない。

ただし、私法上の形式を採用したとしても水道事業者が公共団体である場合には、水道事業者は「価格」を自由に設定することはできない。というのも、水道事業者である公共団体は私的自治を有せず、公法に拘束されるからである（いわゆる「行政私法」。当該概念につき、鈴木 2020 年）。

ここから、私法上の「価格」に対しても等価原則、平等原則、費用超過禁止原則が妥当する（Vgl. BGHZ 91, 84）。

5 EU 法、連邦水管理法、法規命令による規制

上下水道事業に対し、EU 法、法律、更には命令（Verordnung）が規制を行っている。そこで以下では、簡単に法律や命令による規制を概観する。

なお管路の耐用年数は 100 年であり、ここから、上下水道事業者は、技術的及び経済的に合理的な管路網更新率を種々の条件を元に決定しなければならない（BDEW, 2011, S. 68）。

5－1 上水道

（１）飲料用水令（Trinkwasserverordnung）

上水道により供給される水に対しては、感染症予防法（Gesetz zur Verhütung und Bekämpfung von Infektionskrankheiten beim Menschen）第 7 章との関係で、飲料用水令（Trinkwasserverordnung。正式名称は、「人が使用するための水の品質に関する命令」（Verordnung über die Qualität von Wasser für den menschlichen Gebrauch）である）が適用される。

同命令により、水道事業者は、飲料用水の供給に当たり、一般的に承認された技術基準を少なくとも遵守しなければならない（飲料用水令 5 条 1 号）。又、水道事業者は、一般的に承認された技術基準を少なくとも遵守して、水道施設の計画、建設及び運営されなければならない（飲料用水令 13 条 1 項）。

（２）水供給に関する一般条件についての命令（Verordnung über Allgemeine Bedingungen für die Versorgung mit Wasser）

水道事業者が、「公の水道事業」への接続に関して、一般供給約款（allgemeine Versorgungsbedingungen）を利用する場合には、「水供給に関する一般条件についての命令」が適用される。同命令は、水道事業者の常時給水義務（水供給に関する一般条件についての命令 5 条 1 項）等を定める。

5－2 下水道

下水道に関し、EU の指令が市町村による下水処理に関する最低基準を設けている（Richtlinie 91/271/EWG）。連邦水管理法（補完的に州水法）の下水道に関する各規定は、この EU 指令を転換したものである（連邦水管理法 60 条が下水処理施設に関して規制を行う）。更に、下水令（Abwasserverordnung。正式名称は、水域への下水流入に対する要求に関する命令（Verordnung über Anforderungen an das

Einleiten von Abwasser in Gewässer)) は、下水を水域 (Gewässer) に流入させるための最低限の要求や、下水道 (Abwasseranlagen) の建設、運営及び利用に対する要求を規定する。同命令は、下水道が、エネルギー効率が良い運営を可能とするような、建設、運営及び利用を要求する (下水令 3 条 2a 項。技術基準につき、DIE EN 476 も参照)。

6 現況調査

はじめにで述べたとおり、本研究では、メールによりケルン (Köln) 市に対し調査を行い、又、現地調査によりエッセン (Essen) 市のシュタットベルケ・エッセン株式会社 (Stadtwerke Essen AG。以下「**SWE**」という) に対しヒアリング調査を行った。これらの調査を元に、ドイツ上下水道事業の実情の一端を明らかにする (ニーダーザクセン州に位置するハノーファー市の事例につき、宇野 2016 年 (b) 7 頁以下を、近時の事例につき、福田＝関＝加藤 2021 年を参照のこと)。

なおケルン市の上水道事業を担うラインエネルギー株式会社 (ラインエネルギー株式会社、後述) によると、民間委託の程度は、大手水道事業者よりも中小水道事業者の方が多く傾向にあるとのことである。従って、執筆者が行った調査の対象は、ドイツの中でもかなり例外的な部類に属し得ることを予めお断りする。

6-1 エッセン市

ドイツの中でも人口集中地域であるノ르트ライン＝ヴェストファーレン州に位置するエッセン市は、人口約 59 万人 (2023 年 12 月 31 日現在。人口第 10 位) の比較的大きな市である。

(1) エッセン市の上下水道事業者

「エッセン市排水施設 (Entwässerungseinrichtungen) の利用に関する 2015 年 11 月 30 日条令」第 1 条第 1 項は、「エッセン市 (以下「市」という) は、下水処理を義務付けられている限りで (州水法第 53 条)、市域内において下水の無害な処理を公的任務として行う。下水処理は、シュタットベルケ・エッセン株式会社 (SWE) により実施される。」と定める。

このようにエッセン市においては、上下水道事業を SWE が実施している。

先にも見たとおり、ドイツにおいて、上水道事業を私法上の株式会社又は有限責任会社の形式で行う事業者は全事業者のうち 4 % 弱に留まり (参照、3-3-3)、

又、下水道事業を私法上の株式会社又は有限責任会社の形式で行う事業者はかなり少ない（参照、3-3-4）。ここから SWE は、ドイツでも比較的少数派の組織形式を採用していると評価できよう。

（２）SWE の沿革

この SWE の前身は、1855 年 1 月 30 日に設立された Essener Gasgesellschaft と 1864 年 10 月 20 日に運用を開始した水道事業とが、1867 年 3 月に合併して設立された Städtisches Gas- und Wasserwerk である。

同事業は、1978 年、シュタットベルケ・エッセン（Stadtwerke Essen）と改称した。

1979 年、シュタットベルケ・エッセンは、投資を呼び込むために地方公営企業（Eigenbetrieb）から株式会社（Aktiengesellschaft）となった。同年には、エッセン市の 100% 子会社であるエッセン市供給・交通企業（Essener Versorgungs- und Verkehrsgesellschaft mbH、以下「EVV」という）も設立されている。

1998 年には、シュタットベルケ・エッセンは、下水処理を事業に加えた（子会社として Entwässerung Essen GmbH（EEG）が設立された）。同年、RWE Energie AG（エッセン市に本拠を置く大手エネルギー会社）及び Ruhrgas Energie Beteiligung AG（エッセン市に本拠を置くガス事業者。2003 年 3 月以降、E.ON の完全子会社である）に SWE の株式 49% を売却した。

（３）SWE の株主

SWE の株式を、EVV が 51%、一つの私企業が 29%、もう一つの私企業が 20% 保有する、という株主構成は当初から変更されていないようである（1999 年から 2002 年のデータを探すことができなかったが、2003 年以降のデータについては、Vgl. Stadt Essen, Beteiligungsbericht）。

現在、SWE の株式を、EVV が 51%、Westenergie AG（エッセン市に本拠を置くエネルギー及びインフラストラクチュア提供会社。E.ON の最大の子会社である）が 29%、そして Thüga AG（ミュンヘン市に本拠を置くエネルギー・水サービスコンツェルン）が 20% 保有する。

このように EVV が SWE の株式を 51% 保有することから、エッセン市は、SWE のコントロール権を保有する。このコントロール権は、私的主体（第三者）が公的任務に参加することによる大きなリスク（例えば、公私協働に当たっては、私的主

体とエッセン市との共通の利益が優先されることに注意を要する）に対応するために必要である。

他方で、SWE が株式会社でありつつもシュタットベルケ形式を採用している点にも注意を要する。上述したように、EVV が SWE の株式を 51% 保有することにより、SWE はエッセン市（とりわけ同市の政治）との繋がりを有することになる。この繋がりは、非常に大きな利点となる一方で、私的主体の活用という点では欠点にもなり得る。これらの利点と欠点を調整する、すなわち政治と一定の距離を保つため SWE は株式会社でありつつもシュタットベルケ形式を採用する（またこの形式によりコスト計算をより行いやすくなるようである）。

（４）上水道管理

上水道に関し SWE は、8 万 7500 世帯（約 60 万人。エッセン市の 99% に供給）に水道水を供給するため、約 1850km にわたる管路（Rohrnetze）を管理している（100 箇所で圧力制御している）。

この管路には、（80 年前などの）古い水道管が多くあるため、必要があれば（故障の頻度が高ければ）更新している。なお水道管の故障などによる漏水を含む水のロスは、10 年前において 10% 以上あったところ、近時は 7% 程度に収まっている。

水道管の交換は、道路建設・修理の際に行っている（道路建設・修理に伴い、土砂が大量に動き管が損傷するため）。更に、都度交換は市民の負担が増すことから、ガス・電気・上水・下水の管を道路建設・修理にあわせて纏めて交換している。

管路更新のために、超音波流量測定技術（Ultraschall-Durchflussmesstechnik）を少しずつ導入することにより、水道価格に多大な影響を与える水の損失や管の損傷（漏水）を超音波で計測し、管路更新に役立てている。

（５）下水道管理

下水道に関し SWE は、1658km にわたる管路を管理している（浄化施設は他の企業が運営している。下水の処理には多額の費用が必要であるため、複数の町の下水処理場を集約している）。

下水道管のカメラモニタリングは 15 年に 1 回程度行っている。なお下水道は水道と異なり圧力を使わないため、下水道管については超音波検査を実施していない。

なお、下水道に関しては接続及び利用の強制が行われている（エッセン市下水施設の利用に関する条令 9 条及び 10 条）

（６）民間委託

検針作業について、かつては民間委託していたが、４～５年前に再び SWE が自ら行うようになった。その理由は、他の市と合同で民間委託をしていたため、委託業務に弾力性がなかったことにある。

（７）上下水道料金

上水道料金は、SWE がコストを把握し、１ m³あたり €2.21 で固定されている（しばらく更新されていない）。物価変動等は太陽光発電の採用等により吸収している（ただし、太陽光発電により生産される電力は使用電力の 1%程度である）。SWE は私法形式を採用しているため、カルテル庁が水道料金を監視している。

下水道料金（エッセン市のウェブサイトによれば „Gebühren“ であることから、下水道料金は公法上の対価と考えられる）は毎年計算し、条令（Satzung）により更新している（料金は、https://www.essen.de/rathaus/haushalt_und_finanzen/grundbesitzabgaben/gbagebuehrensaetze.de.html に掲載されている）。

（８）人員の確保

部署によっては 5 ～ 10 年以内に、15% ～ 20% が退職する予定であり、人員不足である。そこで様々な人員補充策が考えられている。例えば、企業で働きながら大学に通うことの促進、エンジニアを紹介する人に賞与を支給する、年金生活者が次の世代に知識を伝えるためドキュメントを改善する、１つのポジションに 2 人（熟練労働者と若手）配置する、人材を得るためのイベントを開催する、更には教育訓練生（Auszubildende）が学校で宣伝することもある。

６－２ ケルン市

ノルトライン＝ヴェストファーレン州に位置するケルン市は、人口約 108 万人（人口第 4 位）のかなり大きな市である。

（１）ケルン市の上下水道事業者

ケルン市では、上水道事業（更にはガス事業及び電気事業）をラインエネルギー株式会社（RheinEnergie AG）が、下水道事業を「自治体企業であるケルン Stadt entwässerungsbetriebe Köln に関する条令」により設立された Stadtentwässerungsbetriebe Köln（営造物法人）が実施する。以下では前者について若干の検討を行う。

（２）ラインエネルギー株式会社の株主

現在、ラインエネルギー株式会社の株式を、GEW Köln AG が 75.8%、Westenergie AG が 24.2%保有する。

前者の GEW Köln AG の株式を、Köln が直接 10%、間接的に Stadtwerke Köln GmbH を通じて 90%保有する。

ラインエネルギー株式会社の定款には、常に自治体が株式を過半数保持しなければならない旨規定されている（ヒアリング調査時にご教示いただいた）。

（３）上水道管理

ラインエネルギー株式会社は、水道管の材質毎の損失に関する統計を正確に把握するよう努め、当該統計に基づき最も危険な水道管から更新している。

（４）民間委託

様々な活動を民間委託している。ただし、民間事業者によるサービス提供の質が低下していることから、ラインエネルギー株式会社（委託者）の社員による品質保証・監督がますます重要になっている。

（５）上水道料金

上水道事業等を安定的に経営できるように、水道料金については長年配慮しているとのことである。

（６）人員の確保

熟練労働者の不足が懸念事項になっている。この問題に対処するため、知識の移転（プロセスの文書化などを含む統合管理システムの導入）、大学との緊密な連携等に力を入れているとのことである。

７ おわりに

本稿では、ドイツの上下水道事業の現況について分析を行った。その結果、以下の３点を明らかにできたと考えられる。

第一に、ドイツでは、上下水道事業を（水道については実施義務があるかはともかく）多くの場合、市町村（連合）が行っている。ここから、日本とドイツの上下水道事業は比較的類似していると言える。他方、ドイツの上下水道事業は様々な組織形式を採用している。ここから日本の地方公営企業の形式が妥当であるかを外在的に分析するに当たり、ドイツの上下水道事業を分析することは有益である。

第二に、ドイツの上下水道に対する法的規制はかなり複雑であるものの、おおよそ日本と類似しているものと考えられる。又、委託発注に関しては、EU 法の影響を受けた競争制限禁止法が詳細な規制を行っており、これらの規制は日本の地方自治法や民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（いわゆる「PFI 法」）を外在的に分析するに当たり、有益な参照点になると考えられる。この他本稿では分析の対象にできなかったが、ドイツの技術基準の分析は、日本に対しても大きな影響を与えらるゝとされる。

第三に、ドイツの上下水道事業者が抱える困難は、日本におけるそれとおおよそ類似している。他方で、エッセン市の事例で確認したように、上下水道管の耐用年数の違いなど種々の条件が日本とドイツとでは異なることから、当該困難に対するアプローチは異なっている。このような類似点と相違点をドイツの上下水道事業実施主は有していることから、日本の地方公営企業が抱える困難を外在的に分析するに当たり、ドイツの事例は有益なものになり得る。

他方で本稿では、現地調査の対象をかなり限定したこともあり、ドイツの実情を完全には解明できていない。小規模自治体の事例研究などを行うことなどは今後の課題である。

引用文献・参考資料

1 邦語文献

1-1 論文

井坂昌博「海外報告 日本等と比較したドイツの下水道事情」下水道協会誌 48 巻 5 79 号（2011 年）38 頁。

宇野二郎「再公営化の動向からみる地方公営企業の展望——ドイツの事例から——」都市とガバナンス 25 号（2016 年）16 頁（本稿では「宇野 2016 年（a）」とする）

宇野二郎「ドイツにおける地方公営企業の経営形態と再公営化」公営企業 48 巻 7 号（2016 年）4 頁（本稿では「宇野 2016 年（b）」とする）。

宇野二郎「再公営化と市民参加——ドイツの水道事業の経験」（2017 年）(<https://www.kwansei.ac.jp/cms/kwansei/pdf/educational/industry/0000135687.pdf>、2025 年 7 月 31 日最終確認)。

宇野二郎「ドイツにおける地方公営企業の構造」札幌法学 29 巻 1・2 号合併号（2018 年）77 頁。

熊谷和哉「欧州における水道民営化に対する行政の現状について」水道協会雑誌 7 2 巻 2 号（2003 年）2 頁。

後藤幹雄「ドイツにおける下水道管路管理の実態調査報告」Jascoma17 巻 33 号（2010 年）42 頁。

鈴木崇弘「ドイツ水道法制における民間委託の統制（1～4・完）——行政契約の活用」に留意した分析」自治研究 93 巻 3 号（2017 年）112 頁、93 巻 4 号（2017 年）111 頁、93 巻 5 号（2017 年）114 頁、93 巻 6 号（2017 年）109 頁。

鈴木崇弘「『行政私法』論と比例原則・平等原則の適用対象」自治研究 96 巻 11 号（2020 年）126 頁

鈴木崇弘「水道 PFI 契約のあり方に関する一考察」令和 3 年度地方公営企業連絡協議会調査研究事業報告書（2023 年）216 頁。

鈴木崇弘「PPP 形態別の契約上の課題」令和 4 年度地方公営企業連絡協議会調査研究事業報告書（2024 年）1 頁。

服部高宏「連邦と州の立法権限の再編——ドイツ連邦制改革の一側面」阿部照哉先生喜寿記念論文集『現代社会における国家と法』（成文堂、2007 年）466 頁。

福田健一郎＝関隆宏＝加藤裕之「上下水道事業運営手法の多様性～仏・英・独の比

較からの考察～」水道公論 57 巻 1 号（2021 年）34 頁。

米丸恒治「ドイツ公共調達法と司法審査の保障」立命館法學 261 号（1998 年）22 頁。

米丸恒治（訳）「公共調達発注のための法根拠改正法（ドイツ）」立命館法學 262 号（1998 年）22 頁。

渡辺富久子「ドイツの水管理法」外国の立法 254 号（2012 年）126 頁

1－2 省庁等

一般財団法人自治体国際化協会「ドイツの地方自治〔令和 3 年度（2021 年度）改訂版（令和 5 年度増補改訂版）〕」（2024 年）（https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2023_LOCAL%20GOVERNMENT%20IN%20GERMANY.pdf、2025 年 7 月 31 日最終確認）。

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課「令和 3 年度度水道事業官民連携等基盤強化支援 報告書（官民連携等基盤強化支援）」（2022 年）（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000922902.pdf>、2025 年 7 月 31 日最終確認）。

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課「令和 3 年度水道事業官民連携等基盤強化支援 報告書（水道分野における多様な官民連携手法の活用に関する検討）」（2022 年）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000922924.pdf>、2025 年 7 月 31 日最終確認）。

「水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について」2015 年 11 月 19 日国水
下企第 81 号国土交通省 水管理・国土保全局長通知（https://www.mlit.go.jp/river/suibou/pdf/suibouhou_kaisei_sekou_20151119.pdf、2025 年 7 月 31 日最終確認）。

国土交通省水管理・国土保全局下水道部「下水道事業の現状と課題——持続可能な下水道事業とするために」（2019 年）（<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001313228.pdf>、2025 年 7 月 31 日最終確認。本稿では「国土交通省 2019 年（a）」とする）。

国土交通省水管理・国土保全局下水道部「下水道財政の概況」（2019 年）（<https://www.mlit.go.jp/common/001305323.pdf>、2025 年 7 月 31 日最終確認。本稿では「国土交通省 2019 年（b）」とする）。

国土交通省水管理・国土保全局下水道部、公益社団法人日本下水道協会「今後の下水道事業に係る制度の方向性～循環のみちの『持続』と『進化』を加速させるため

に～」(2020 年)(<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001358198.pdf>、2025 年 7 月 31 日最終確認)。

国土交通省水管理・国土保全局下水道部「下水道管路施設の管理業務における 包括的民間委託導入ガイドライン」(2020 年)(<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001346356.pdf>、2025 年 7 月 31 日最終確認)。

総務省自治財政局公営企業経営室「水道事業に係る制度」(2018 年)(https://www.soumu.go.jp/main_content/000580803.pdf、2025 年 7 月 31 日最終確認)

総務省自治財政局公営企業経営室「広域化の取組状況等について」(2018 年)(https://www.soumu.go.jp/main_content/000562833.pdf、2025 年 7 月 31 日最終確認)。

総務省自治財政局公営企業経営室「水道事業経営の現状と課題」(2021 年)(http://www.jwwa.or.jp/upfile/upload_file_20211122002.pdf、2025 年 7 月 31 日最終確認)。

総務省自治財政局準公営企業室「下水道事業の現状と課題」(2022 年)9 頁(https://www.soumu.go.jp/main_content/000862990.pdf、2025 年 7 月 31 日最終確認)。

1－3 報道等

橋本淳司「下水道の現在地——下水道事業が自治体経営を窮地に追い込む」(2023 年 9 月 7 日)(<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4340>、2025 年 7 月 31 日最終確認)。

2 ドイツ語文献

2－1 論文等

J. Brehme, Privatisierung und Regulierung der öffentlichen Wasserversorgung, 2010

Bundesumweltministerium (Hrsg.), Privatwirtschaftliche Realisierung der Abwasserentsorgung, 1994.

P. Nisipeanu, Handlungsbedarf, Handlungsrahmen und Handlungsmöglichkeiten für eine Umorganisation der öffentlichen Abwasserbeseitigung, in: ders. (Hrsg.), Privatisierung der Abwasserbeseitigung, 1998, S. 1

Verband kommunaler Unternehmen e. V. (VKU), Wasserpreise und -gebühr

en. Faktencheck, 2015 (https://www.vku.de/fileadmin/user_upload/Verbandsseite/Publikationen/2015/Faktencheck_Wasserpreise_151105.PDF)

2－2 官公庁等の資料

BT-Drs. 7/4546.

BT-Drs. 13/1207.

BT-Drs. 13/4788.

BT-Drs. 13/5254.

BT-Drs. 16/12275.

Bundesverband der Energie- und Wasserwirtschaft (BDEW), Profile of the German Water Sector 2011, 2011 (<https://www.bdew.de/media/documents/Profile-German-Water-Sector-2011.pdf>、2025 年 7 月 31 日最終確認).

Bundesverband der Energie- und Wasserwirtschaft (BDEW), Leitfaden zur Wasserpreiskalkulation - Gutachten Kalkulation von Trinkwasserpreisen, 2012 (https://www.bdew.de/media/documents/Pub_20120324_Leitfaden-Wasserpreiskalkulation.pdf、2025 年 7 月 31 日最終確認).

Bundesverband der Energie- und Wasserwirtschaft (BDEW), Branchenbild der deutschen Wasserwirtschaft 2020 (Langfassung), 2021 (https://www.bdew.de/media/documents/WEB_brachenbild_dt_wasserwirtschaft_2020_DIN_A4_24062020_NEU.pdf、2025 年 7 月 31 日最終確認).

Stadt Essen, Beteiligungsbericht (各年のデータにつき、<https://epflicht.ulb.hhu.de/periodical/titleinfo/47028>、2025 年 7 月 31 日最終確認)

3 条文（仮訳）

3－1 連邦水管理法

（目的）

第 1 条 この法律は、持続的な水域管理（Gewässerbewirtschaftung）を通じて、自然界（Naturhaushalt）の構成要素、人類の生存基盤、動植物の生存域及び利用可能財として水域を保護することを目的とする。

(公の水道事業)

第 50 条第 1 項 公衆のための水道事業（公の水道事業）は、生存配慮の任務の一つである。……

(下水処理に関する概念)

第 54 条 下水とは、次に掲げるものをいう。

一 家庭、営業、農業その他の活動において使用されたことにより性質が変更された水及び降雨のない天候においてこれと関連して流れる水（汚水）

二 建物が立つ土地又は舗装された土地において降雨により集積して流れる水（雨水）

廃棄物を中間処理し、貯蔵し、及び埋め立てるための施設から流出し、及び集積される液体も汚水である。

2 下水処理は、下水の集水（Sammeln）、排水（Foltleiten）、処理（Behandeln）、〔水域への〕流入（Einleiten）、浸透（Versickern）、スプリンクラー灌漑（Verregnen）及び灌漑処理（Verrieseln）並びに下水処理と関連した汚泥の脱水をいう。小規模汚水浄化槽において生じる泥の処理も下水処理に属する。

3～6 （略）

(下水処理の諸原則)

第 55 条 下水は、公共の福祉を侵害しないように処理されなければならない。分散型施設による家庭からの下水の処理も公共の福祉に資し得る。

2 雨水は、水法その他の公法上の規則及び水利上の利益に反しないとき、発生地において浸透若しくは灌漑し、又は直接に、若しくは汚水と混合させることなく配水系統を通じて処理水域に流入させるものとする。

3 下水に当たらない液体は、当該液体を下水とともに処理する方が廃棄物として処理するより環境に適合し、及び水利上の利益に反しないとき、下水とともに処理することができる。

(下水処理義務)

第 56 条 下水は、州法により下水処理を義務付けられた公法上の法人（下水処理

義務者）が処理しなければならない。州は、第 1 文により規定された下水処理義務者以外の者が下水処理義務を負う要件を規定することができる。下水処理義務者は、自らの義務を履行するために第三者を用いることができる。

3-2 ノルトライン＝ヴェストファーレン州水法

（公の水道事業の保障（Sicherstellung））

第 38 条 市町村は、公共の福祉に応じる公の水道事業（

現行の防火、救助及び災害防止に関する法律（BHKG. GV. NRW. Ausgabe 2015, S. 886）に基づき、地域の実情に適した消火用水の供給を保障するための施設の整備を含む）を自らの領域において保障しなければならない。市町村による連邦水管理法 50 条 1 項に基づく自らの任務の第三者への委譲又は当該任務の第三者への委託は、それによって市町村の領域における秩序に適った水道事業が保障（gewährleisten）されているときに限りできる；第 1 文に基づく保障義務は、委譲又は委託に際しても引き続き市町村にある。水道儀容を義務付けられている者又はこの義務の履行のために委託された企業は、水の経済的利用に努めなければならない。……

2 第 1 項に基づく義務を履行するため、飲料用水の供給を質及び量共に保障するための措置、従って、原水を取水するために利用される地下水又は地表水を予防的に保護するために飲料用水の供給源又は飲料用水を取水するため保持される供給源である水域を保護するための措置及び飲料用水の供給に関する規則又は技術水準を遵守するための措置が講じられなければならない。又、飲料用水の慎重な利用を促進するための措置が講じられなければならない。

3 公の水道事業に応じた第 1 項及び第 2 項の義務を長期的に確保するため、市町村は自らの領域について、水道事業の現状及び将来の発展に関する構想（水道事業構想。水道事業構想は、とりわけ気候変動に関し、現在の供給状況及びその発展並びにそれと結びつく諸決定（取水地域（関連する水量（Wasserdargebot）を含む）、取水及び浄化施設、飲料用水の状態、送配水施設（Verteilungsanlagen）並びに水道事業の地域及びその地域への取水施設の割当てを含む）を含む。）を策定しなければならない。市町村は、水道事業構想を初回は 2018 年 1 月 1 日に管轄行政庁に提出しなければならない、6 年毎に更新し再提出しなければならない。……

(下水処理の義務及び範囲)

第 46 条 市町村は自らの領域に生じた下水を連邦水管理法 56 条に基づき処理しなければならない。市町村の下水処理義務は、とりわけ次の各号を含む。

一～五 (略)

六 47 条の基準に基づく下水処理構想の策定及び提出

.....

2 市町村は、自らの下水処理義務を履行するため、条令により次の各号に掲げた事項をすることが出来る。

一～三 (略)

.....

(下水処理義務の例外、第三者への委譲)

第 49 条第 1 項 市町村は次の各号のいずれかに該当する場合下水処理義務を負わない。

(下水処理連合 (Abwasserverband) の区域内における下水処理義務)

第 53 条 下水処理連合は、管轄区域において、住民が 500 人以上の下水処理施設について次の各号を義務付けられる。

一 汚水又は下水と混合した汚水の収集、処理及び排水

二 (略)

.....

2 (略)

3 下水処理連合は、関係市町村と協議の上、46 条 1 項に基づく義務を履行するための 47 条 1 項 1 文に基づく下水処理構想を、連合の区域内の市町村領域を管轄する行政庁に提出する。.....

4 (略)